

目黒区立学校・園における

# 合理的配慮の 提供事例集

—子どもたちの困りごとに思いを巡らす—



令和7年3月  
目黒区教育委員会

# 目次

1	はじめに	1
2	障害者の権利に関する条約	2
3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	3
4	学校・園における合理的配慮とは	4
5	基礎的環境整備とは	5
6	学校・園における合理的配慮の提供プロセス	6
7	合理的配慮の観点及び提供例	8
8	目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	10
9	合理的配慮の提供に係る Q & A	11
10	交流及び共同学習の推進	12
11	目黒区立学校・園における合理的配慮の提供事例	14
12	用語解説（五十音順）	26
13	参考資料	27

# 1 はじめに

我が国では、平成19年に国連の「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、この条約を批准するために、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、様々な制度改正等が行われました。

平成19年に学校教育法が一部改正され、特別支援教育が法定化されたことにより、同年4月に「特別支援教育の推進について(通知)」が文部科学省から出され、すべての学校・園において特別支援教育の体制整備が行われてきています。

合理的配慮の提供については、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が出され、平成27年11月に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が告示された後、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、今般、令和3年1月の中央教育審議会(答申)では「新時代の特別支援教育の在り方について」が示され、合理的配慮を含む特別支援教育の充実がますます求められています。

目黒区においては平成28年4月に、区立学校の県費負担教職員にも適用される「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、障害者や保護者等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮の提供を行うこととしています。

目黒区教育委員会では、合理的配慮の提供やその考え方が、更に一層、区立小・中学校及び区立幼稚園・こども園(以下「学校・園」という)の教職員に浸透していくことが必要であるという視点から、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方・提供プロセス及び事例を教職員の皆さんにわかりやすく紹介することを目的として、平成30年10月に本事例集を初めて作成し、以降改訂を重ねてきました。

今回の改訂では、各学校・園から寄せられた事例や意見をもとに、本人や保護者との「合意形成に向けた対話」の留意事項を追加し、合理的配慮の観点及び提供例を更新しました。本事例集が、合理的配慮の提供、交流及び共同学習の取組の一助となれば幸いです。

## 2 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)は、障害者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の第二条では、障害者に合理的配慮をしないことが差別になると定められています。

### 第二条 定義(抜粋)

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

また、第二十四条では、教育についての障害者の権利の実現に当たり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが定められています。

### 第二十四条 教育(抜粋)

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。(中略)

- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。(後略)

障害者権利条約は、平成18年12月に国連総会において採択されました。

平成19年9月に日本はこの条約に署名し、平成26年1月に批准書を寄託し、同年2月に同条約が効力を生ずることとなりました。

### Point

障害者権利条約では、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の定義、合理的配慮の提供等が規定されています。

この条約の締結に先立ち、国内法が整備され、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、合理的配慮が具体化されました。

### 3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること目的」として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

合理的配慮の提供義務は、この法律の第七条に以下のとおり定めされました。

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

また、以下のとおり第十条では、職員が適切に対応するために必要な要領を定めることも規定されました。

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。(後略)

#### Point

障害者差別解消法では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

幼児・児童・生徒や保護者から合理的配慮を求められた場合は、負担が過度ではない場合は、行政機関等である公立学校・園は「合理的配慮の提供」が義務付けられています。

## 4 学校・園における合理的配慮とは

これまで学校・園においては、障害のある幼児・児童・生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、教育委員会、学校・園、各教職員は「合理的配慮」への理解を深めていく必要があります。

前述のように「合理的配慮」は障害者権利条約第二条で定義づけされ、障害者差別解消法第七条で行政機関等の提供義務が定められています。また、平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審分科会報告」という。）では、具体的な提供例等が示されています。

これらを参考にすると、学校・園における合理的配慮を理解するポイントは以下のようになります。

### 1 目的

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、合理的配慮の提供を行います。

### 2 提供者

担任だけの責任で合理的配慮を提供するのではなく、「学校・園の設置者及び学校・園」が本人・保護者の意思の表明を受けて合理的配慮を提供します。

### 3 実施内容

「個別に必要とされる」一人ひとりの教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行います。

### 4 提供に当たって

学校・園の設置者及び学校・園に対して、体制面、財政面において、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」について、合理的配慮の提供を行います。

「過度の負担」については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

### 5 情報の提供

合理的配慮については、教育委員会、学校・園、各教職員が正しく認識して取組むとともに、本人及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められています。

#### Point

障害者が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校・園の設置者及び学校・園は、合理的配慮を提供することが義務付けられています。体制面、財政面で過重な負担となる配慮を求められた場合も、合意形成に向けた、本人・保護者との建設的な対話をを行うことが大切です。

## 5 基礎的環境整備とは

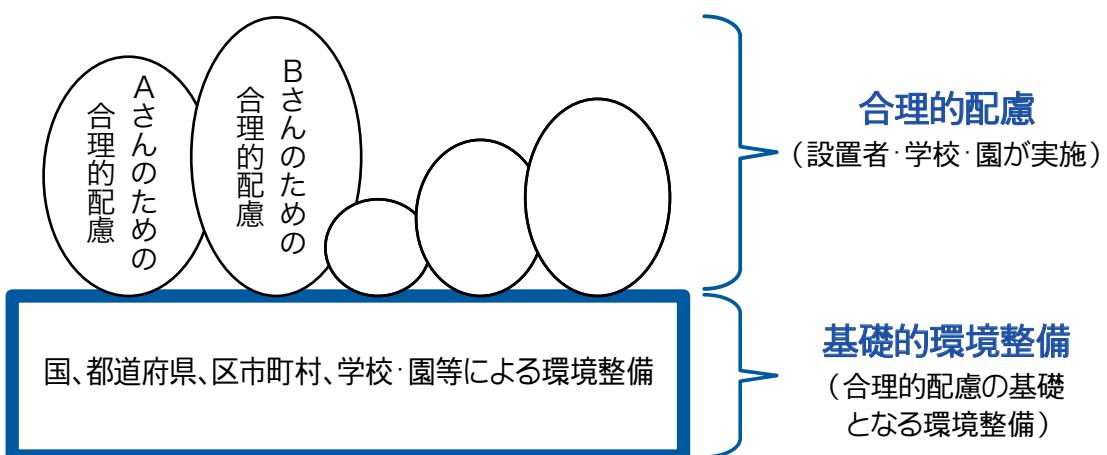
障害のある子どもに対する支援については、法令又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、区市町村は各区市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と言います。これらの環境整備は、その整備の状況により異なります。

この「基礎的環境整備」を土台として、設置者及び学校・園が、各学校・園において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供します。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。

「基礎的環境整備」については、中教審分科会報告で以下のように整理されています。

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、特別支援教育支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

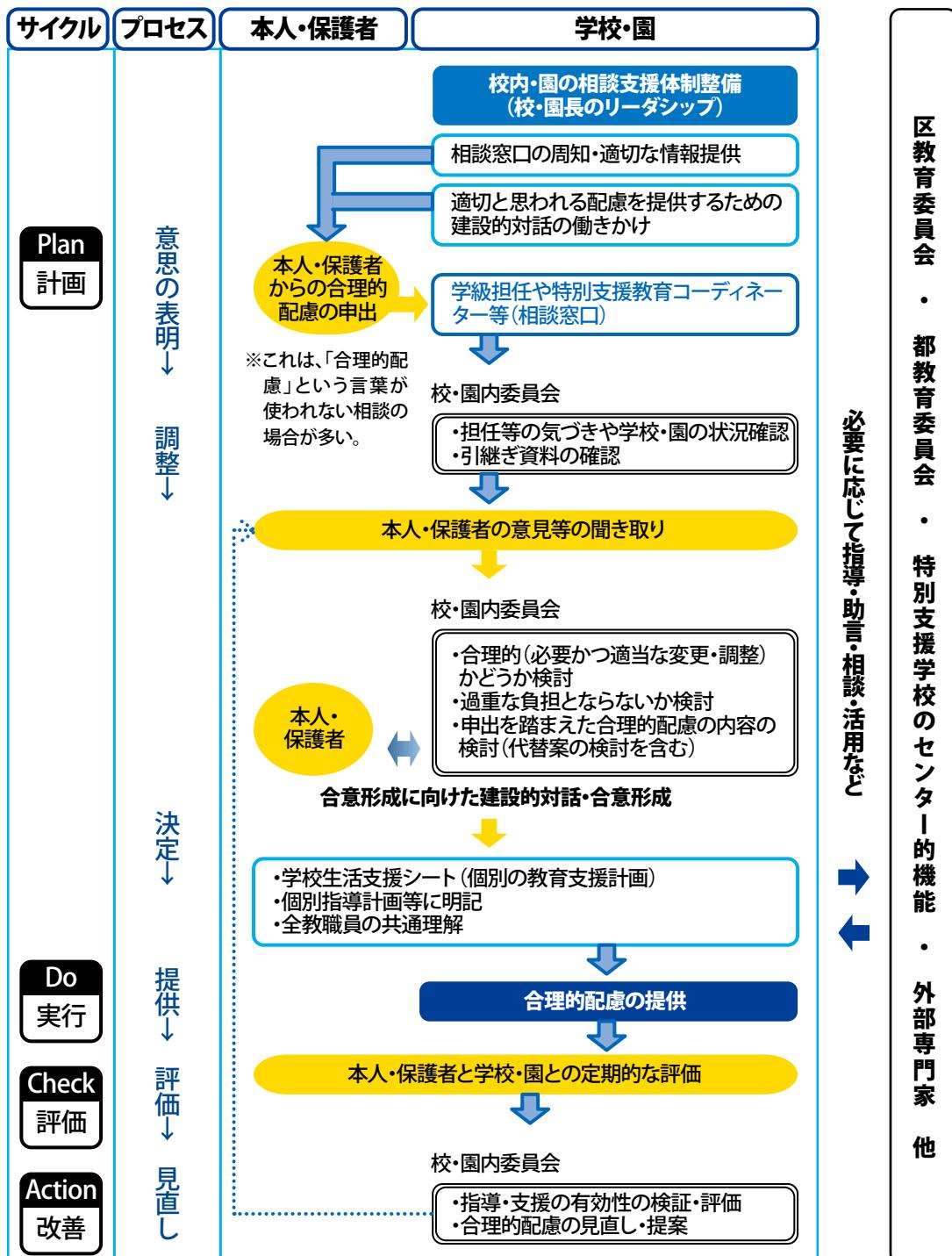
### 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



#### Point

施設・設備の整備状況や人的配置の状況等、「合理的配慮」の基礎となる環境整備は、各学校・園によって異なるところがあるため、「合理的配慮」の提供には学校・園間で差異が生じる可能性があります。「基礎的環境整備」を進めるにあたっては、誰もがわかる授業を目指したユニバーサルデザイン教育の考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。

## 6 学校・園における合理的配慮の提供プロセス



### Point

学校・園や設置者が適切な合理的配慮を提供するためには、本人・保護者からの相談やサインを見逃さずに合理的配慮提供のためのプロセスを意識し、本人・保護者と建設的な対話を丁寧に重ねていくことが重要です。

また、必要なに応じて、教育委員会や外部の専門家等からの助言・支援を求めることが重要です。

## 本人や保護者との『合意形成に向けた対話』の留意事項

### 1 本人・保護者からの意思の表明

整理する

- ・学校・園における生活の中で、いつ、どこで、どのように、どのくらい、制限や困難(社会的障壁)が生じているか。

A	目的：除去(なくすこと、解消すること)
B	手段：合理的配慮(学校・園に求めるこ)

本人・保護者から意思の表明がない場合であっても、学校・園は、障害のある本人が社会的障壁の除去を必要としていることがある場合には、法の趣旨に鑑み、本人に対して適切と思われる配慮を提案するために、建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい場合もあります。

### 2 合理的配慮の検討【Aの検討】

- (1)【現状の把握】本人の学習上又は生活上の困難さの状況、障害特性

- (2)【要因の見立て】考えられる困難の要因

- (3)【客観的なデータ】心理検査等の所見、医師による診断書、通級指導教員・心理士等の見立て

- (4)【必要かつ合理的な配慮に該当するか】以下の①～③の3つのすべてを満たす必要がある。

学校・園の教育の目的・内容・機能に照らし、

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られているか。
- ②障害者でない者と比較において同等の機会の提供を受けるためのものであるか。
- ③学校・園の教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないか。

YES 該当する(①～③全てを満たす)

NO 該当しない(①～③を満たさない)

### 3 合理的配慮の検討【Bの検討】

- ①社会的障壁の除去が実現可能か

(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

- ②過重な負担はないか

(教育活動・事務への影響、費用・負担の程度等)

メモ

YES

### 過重な負担の場合の代替案【B''の検討】

### 4 生活支援シートの記入【合意形成①】

### 5 本人(保護者)への説明【合意形成②】

- ①建設的な対話ができたか。  
→
- ②合意形成が図られたか。  
→

### 6 合理的配慮【実施】

### 7 合理的配慮の評価【1又は2へ】

- ①必要な場面で合理的配慮を提供できたか。  
→

- ②制限や困難さ(社会的障壁)を除去できたか。  
→

# 7 合理的配慮の観点及び提供例

合理的配慮の観点と提供例については、中教審分科会報告で以下のように整理・例示されています。

## 1 合理的配慮の観点

① 教育内容・教育方法	
①－1－1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。	
①－1－2	学習内容の変更・調整
一人一人の障害の状態や認知の特性、身体の動き等に応じて、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	
①－2－1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。	
①－2－2	学習機会や体験の確保
治療等のために学習空白が生じることや、障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、障害の状態により、実施が困難な学習活動についての活動内容・方法を工夫する。	
①－2－3	心理面・健康面の配慮
適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の児童・生徒が障害について理解を深めることができるようする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。	
② 支援体制	
②－1	専門性のある指導体制の整備
学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。必要に応じ、適切な人的配置（支援員等）を行うほか、学校内外の教育資源の活用や医療、福祉等関係機関との連携を行う。	
②－2	子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
障害のある児童・生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の児童・生徒の理解啓発を図る。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。	
②－3	災害時等の支援体制の整備
災害時等の対応について、障害のある児童・生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時的人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。	
③ 施設・設備	
③－1	校内環境のバリアフリー化
障害のある児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、施設の整備を計画する際に配慮する。	
③－2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
児童・生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアの配慮を行う。	
③－3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。	

合理的配慮は、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて検討されるものであり、全てが同じように提供されるものではありません。学校・園が決定するに当たっては、本人及び保護者と、学校生活支援シートを作成する中で、合理的配慮の観点を踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。

## 2 合理的配慮の提供例

障害種	①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
視覚障害	黒板は白と黄色の文字を主体とする。
聴覚障害	相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振りや簡単な手話等）について学ぶ機会を設定する。
知的障害	できるだけ実生活につながるような技術や態度を身に付けられるよう、実社会生活上の規範やルールの理解の促進につながるように配慮する。
肢体不自由	身体に障害があっても使える道具や教材を準備する。
病弱	病状に応じて休憩などを計画的に取り入れる。
言語障害	話すことに自信をもち、積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。
自閉症・情緒障害	社会に出て生活する上で必要となるコミュニケーション能力やマナーが身に付くように、自立活動の指導に位置付け、指導する。
L D	口頭試問や学習成果物等、評価の際の配慮を行う。
A D H D	自分の言動を動画やメモにより振り返るなど、自分を客観視する方法を身に付けられるよう指導する。

障害種	①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。〔聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真〕 視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。（画面拡大や色の調整 等）
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等） 聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用）、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等）
知的障害	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、文の長さの調整、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カード 等）
肢体不自由	書字や計算が困難な子どもに対し、上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。（書字の能力に応じたプリント、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器の活用 等）
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙交換、オンライン等を活用したコミュニケーション 等）
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。（筆談、ICT機器の活用 等）
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用） また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
L D	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、振り仮名をつける、音声の読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等）
A D H D	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等）

# 8 目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

目黒区では障害者差別解消法第十条の規定により職員の対応要領を定めています。

## 第1 目的(抜粋)

この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、区が事務又は事業を行うに当たり、目黒区職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)及び区立学校の県費負担教職員(非常勤教職員及び臨時の任用教員を含む。)(以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## 第4 合理的配慮の提供

職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

この対応要領の中の「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」にも、合理的配慮の基本的な考え方方が示されています。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 (中略) 合理的配慮は、区の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること並びに事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。(後略)

3 意思の表明に当たっては、具体的な場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り手話等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、コミュニケーションを支援する者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。(後略)

## Point

目黒区においても「対応要領」を定め、これを区民に公表しています。  
目黒区立学校・園の教職員は、これに沿って合理的配慮の提供を適切に行う必要があります。

## 9 合理的配慮の提供に係るQ&A

Q1 特別な支援を要する児童・生徒の支援について、保護者から合理的配慮の提供の意思表明がありました。今後話し合いを進めていくうえで、特に留意すべきことはありますか。

A1 合理的配慮の提供に向けて、校内委員会での検討と本人及び保護者との話し合いを繰り返し丁寧に行っていく必要があります。特に本人及び保護者との話し合いについては、結論や今後の課題など、話し合いの概要を記録するとともに、記録を保護者にも確認していただき共有することが大切です。

Q2 保護者から学校における医療的ケアの実施を求められました。合意形成に向けてどのようなプロセスが必要ですか。

A2 初めに、どのような支援が必要となるのか、要望も含めて、十分に相談することが大切です。次に、主治医から医療情報提供を受ける等、正確な実態の把握が必要です。現状の医療的ケア実施状況を確認するとともに、学校における実施方法を検討し、教育委員会とともに、実施体制を整備していきます。

実施準備として学校対応のマニュアルを作成します。マニュアルについては主治医の意見を踏まえるとともに、保護者も参加の下、実際に練習や訓練を行って、内容を確認することが大切です。

なお、目黒区教育委員会では、令和2年度から医療的ケア指導医を委嘱し、学校対応マニュアルの作成時や緊急時に、学校が指導・助言を受けられる態勢を整えています。(※ガイドラインについては、区公式ウェブサイトに掲載しております。)

Q3 転居により、他県から転学してきた児童の保護者から、転学前の学校と同様の合理的配慮の提供を求められました。本校において同様の支援を提供しないことは、合理的配慮の不提供になりますか。

A3 他校で可能であったことは、「過度な負担」には該当しないと認められる場合があるため、可能な限り、転学前の学校と同様の合理的配慮を提供する方向で検討します。ただし、合理的配慮の提供の基盤となる「基礎的環境整備」は、都道府県、区市町村、学校・園により異なるため、改めてどのように合理的配慮を提供していくか、保護者や教育委員会と相談を進めていく必要があります。

# 10 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、「障害者基本計画」(内閣府 平成30年3月策定)において、「いわゆる『社会モデル』を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。」と、施策の基本的な方向が示されており、平成29年3月告示の学習指導要領においても、「障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示されているなど、共生社会の実現に向けた学校教育における重要な取組の一つです。

また、平成31年3月には「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省)が改訂されるなど、学校・園には交流及び共同学習の趣旨を踏まえた取組の一層の推進が求められています。

以下に、「交流及び共同学習ガイド」から抜粋し、交流及び共同学習を進めるうえでの留意点をまとめましたので参考にしてください。

## 1 関係者の共通理解

学校、児童・生徒、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について十分理解する。

## 2 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

## 3 指導計画の作成

### (1)交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りに

ついて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

### (2)単発のイベントやその場限りの活動ではなく、

継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。



## 4 活動の実施

### (1)事前学習

障害のある子どもたちが安心して活動に参加できるように、当日の学習活動を事前に行うなど、見通しをもたせる。障害のない子どもたちに対しては、自然に受け入れができるよう、障害に関する理解や一緒に活動を行う子どもの特性や個性について理解するための学習を実施する。

### (2)活動当日

子どもたち同士が互いに認め合うことができるよう、障害のある子どもも障害のない子どもも、それぞれに活躍できる学習活動を設定する。意欲的に取り組み、共に活動を楽しむことで、自然に子ども同士の触れ合いが生まれる。当日は事故防止に努めるとともに、障害のある子どもに対し、活動が負担過重とならないよう、十分に観察する。

### (3)事後学習

交流及び共同学習を実施した後は、子どもが活動をしてどう感じたか、今後どのように活動していきたいなどについて、振り返ったり、話し合ったりすることで、交流及び共同学習に対する関心を一層高められるようにする。

## 5 評価

- (1)活動後には、活動のねらいの達成状況、子どもたちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- (2)活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子どもたちの変容をとらえる。

### 交流及び共同学習の実施に向けたチェックシート(例)

#### 1. 授業担当者との事前準備

- どの単元・題材が交流及び共同学習に適切か検討する。
- 授業担当者が交流及び共同学習を行う通常の学級の学習指導案を作成する。
- 特別支援学級の担任は、学習指導案を確認し、「児童・生徒観」「学習指導計画」「本時案」に必要な内容を追記する。
- 交流及び共同学習支援員が交流授業における支援計画等を担任と相談して作成する。
- 必要な教材・教具等を検討し、通常の学級担任と特別支援学級の担任、交流及び共同学習支援員が作成する。
- 授業の場の設定を、授業担当者、特別支援学級の担任、交流及び共同学習支援員で確認し検討する。
- 授業担当者と特別支援学級の担任で、ユニバーサルデザインに基づき板書計画を確認し検討する。
- 事前授業を行い、交流及び共同学習支援員とともに改善点を見いだす。

#### 2. 通常の学級の担任との事前準備

- 学習指導案への追記の依頼をする。(「児童・生徒観」に、通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が交流及び共同学習を通して、どのように育ってほしいかを記入する。)
- 教室等の座席の位置やグループ編成等を確認する。
- 交流及び共同学習の授業が始まる前に、以下の内容を当該学級の児童・生徒に伝える。  
授業に参加する特別支援学級の児童・生徒の名前や特性(得意なことや苦手なこと、好きなもの等)  
□必要に応じて特別支援学級の担任が交流及び共同学習を実施する通常の学級の児童・生徒に理解教育を行う。  
□必要に応じて、通常の学級の担任や授業担当者が、特別支援学級の授業の様子を参観し、情報交換を行う。

#### 3. 特別支援学級の担任の事前準備

- 授業担当者との事前の打ち合わせと準備をする。
- 交流及び共同学習を進めるにあたり、見通しをもった学習計画を立て取り組む。
- 対象児童・生徒の保護者に交流及び共同学習の概要(活動内容やねらい・支援の方法)を説明する。
- 交流及び共同学習の計画を対象児童・生徒の保護者と児童・生徒に説明を行い、実施の承認を得る。  
(進め方や学習のねらい、振り返りの仕方、交流及び共同学習支援員の役割等)
- 本児の振り返りカードを準備する。
- 事前授業(授業前オリエンテーション)を行う。

#### 4. 交流及び共同学習支援員の事前準備

- 授業担当者との事前準備に積極的に関わり、指導案に対象児童・生徒の支援計画を記載する。
- 円滑に授業に参加できるよう、場を設定し、対象児童・生徒とロールプレイングで対処の仕方を確認する。  
【例】音楽科では、学習する曲を試聴する。音階の練習をしておく等。
- 交流及び共同学習の授業に引率する。授業に参加し、必要に応じて対象児童・生徒の支援を行う。
- 授業観察シートに記入する。(児童・生徒の実態、本時のめあてとその評価、支援内容、所見等)
- 援助要請があった場合には支援を行う。
- 授業者(特別支援学級の担任)へ交流及び共同学習時の児童・生徒の様子を報告する。

#### 5. 事後学習

- 特別支援学級の担任と対象児童・生徒とで振り返りを行い、めあてを達成できたかを「振り返りカード」に記録する。
- 通常の学級担任と児童・生徒とで振り返りを行い、めあてを達成できたかを「振り返りカード」に記録する。

# 11 目黒区立学校・園における合理的配慮の提供事例

## 事例 1

### 特別支援教育支援員の活用について

本人の困難さ



- 授業の進み方が速くて分からない。
- 今何をやればいいのか、次に何をするのか分からない。
- 誰か先生の言っていることを1つずつ説明してほしい。

保護者から  
学級担任への相談



- 高学年になり、授業の進みが速くなっています。先生の説明や指示が理解できず、授業に参加できていません。授業に参加できるように個別に指示や説明をしてくれる支援員の配置をお願いできますか。

合理的配慮の提供



- 教育委員会が配置する支援員の支援内容について校内委員会等で検討しました。
- 個別指導計画に基づいて担任と支援員が連携して支援にあたることで、児童・生徒が見通しをもって授業に参加できるようになりました。

## 事例 2

### 医療的ケアの必要な児童・生徒に対する看護師の配置について

本人の困難さ



- たんの吸引、胃ろう、経管栄養、気管カニューレ抜管時の再挿入等、医療的ケアが必要です。

保護者から  
校長・教育委員会への相談



- 学校で看護師さんに行っていただける程度の医療的ケアが必要なので、看護師の派遣をお願いできますか。

合理的配慮の提供



- 学校、保護者、教育委員会とで話し合い、必要な事項に関する覚書を取り交わした上で、教育委員会が看護師を配置しました。

### 事例 3

## 支援者が医療的ケアを行うための スペースの提供について

### 本人の困難さ



- 医療的ケアとして、たんの吸引をする必要があります。自分で吸引することは難しく、また、自分ではそのタイミングを申告することが難しいため、支援者に様子を見てもらいながら、適時に吸引してもらう必要があります。

### 保護者から 学級担任への相談



- 吸引機を持参しますが、安全に置いておく場所を設けていただけますか。
- 支援者が、医療的ケアを安全に行うための場所を設けていただけますか。

### 合理的配慮の提供



- 扉のある個室に、吸引機を安全に置くことができるよう、専用の台を用意しました。
- 扉のある個室で医療的ケアを行うことで、落ち着いてたんの吸引ができるようになりました。

### 事例 4

## 学校生活における特別な支援を必要とする 児童・生徒への配慮の周知について

### 本人の希望



- 自分でできる医療的ケアを学校生活の中でも日常的にする必要がありますが、そのことに関して周囲の児童・生徒にも理解してほしいです。

### 保護者から 学級担任への相談



- 学校生活を共にする児童・生徒に理解してもらうため、説明用の紙芝居を作りました。学校的全児童・生徒に、読み聞かせをしてもらえないですか。

### 合理的配慮の提供



- 全校集会の際に、保護者が作った紙芝居の一部をスクリーンに投影し、校長が、様々な友達と一緒に生活していること、どの友達にも優しく接することの大切さを話しました。

## 事例 5

### 学校生活における補聴援助システムの使用について

本人の困難さ



- 音の聞こえに困難があり、普段は補聴器を付けて生活しています。
- 補聴器は授業に関係のない声や音も収音してしまうので、先生の説明をはっきりと聞き取ることができません。

保護者から  
学級担任への相談



- 授業中の先生の話をはっきりと聞き取るために、補聴援助システムを使用したいです。先生には発信器を付けて授業するとともに、雑音が入らないように配慮してもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 授業だけでなく、集会や校外学習のときも先生が発信器を首から下げて、補聴器が先生の声を受信しやすくなりました。
- 教室の机・椅子の脚にはテニスボールをはめて、雑音が入らないようにしました。

## 事例 6

### 音が聞こえにくい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 音が聞こえにくくて、運動会などでは、音楽や声援、号令などがまったく聞き取れません。

保護者から  
学級担任への相談



- 難聴があり、聞き逃してしまいます。特に徒競走の時は号令で走り出すのではなく、周りが動いてから走り出でるので、いつも出遅れてしまいます。何か配慮してもらえますか。

合理的配慮の提供



- 徒競走のスタートの際に、スタートのピストルと同時に旗を振り上げる等の視覚に訴える合図をしました。
- 旗を見て上手にスタートを切ることができました。

## 事例 7

### 教科の授業における文字情報の同時提示について

学級担任の気付き



学級担任から  
保護者への提案



合理的配慮の提供



- 音の聞こえに困難がある中で、音声のみでは授業内容の把握が難しいように見えます。
- 内容をより理解するために、支援を講じる必要があるように思います。

- 内容をより理解するために、通常では音声情報のみで行う活動等であっても、文字情報を同時または即時に提示する方法を講じたいのですが、いかがですか。

- 放送による全校朝会の際は、校長講話の原稿を子どもに渡すようにしたり、教育番組の放送では文字放送を選択したりするようになりました。文字情報があることで以前よりも学びを深めることができるようになりました。

## 事例 8

### 聴覚が過敏な児童・生徒に対して

本人の困難さ



保護者から  
学級担任への相談



合理的配慮の提供



- 音が混ざって聞こえてしまう。
  - 特定の音に耐えられない。
- ↓
- すごく疲れるし、勉強にも集中できない。

- 聴覚が過敏で、大きな音や周りの音が気になってしまることがあるので、自宅では、イヤーマフを着けて生活をしています。学校でも着けていてよいですか。

- 授業中もイヤーマフを着けてもらいました。
- 音が気にならなくて、集中して勉強ができるようになりました。

## 事例 9

### 読み飛ばしのある児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 文を言葉のまとまりごとに目で追って読むことが難しい。
- 文を一字ずつ追って読むので時間がかかるてしまう。
- 単語や行を飛ばして読んでしまう。

保護者の要望



- 聞いて理解することは得意ですが、文を流ちょうに読んで理解することが難しいです。文字を目で追って読むことが難しく、飛ばし読みが多いです。何か個別の支援をしてもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 例えば文節と文節の間に／を入れて読みやすくしたり、スリットの間から一行ずつ文が読める市販の補助具を活用したりしました。
- 読み飛ばしが減り、文章を正確に読めるようになりました。

## 事例 10

### 書字に困難さのある児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 板書をノートに写すのにすごく時間がかかるてしまう。
- 板書を写すのに精一杯で、先生の話が聞きとれない。

保護者から  
学級担任への相談



- 手元のノートと遠くの板書を交互に見ながら、板書を写すことには困難さがあり、板書を写すだけで精一杯になっています。何か支援をしてもらえますか。

合理的配慮の提供



- 学習用情報端末で板書を撮影し、写真を見ながら書いたり、自宅に端末を持ち帰り、書いたりするようになりました。
- 先生の話を聞くことに集中でき、授業にも意欲的に参加できるようになりました。

## 事例 11

### マルチメディアディジタル教科書の活用について

本人の困難さ



- 初見の文書ではたどたどしい読み方になってしまふ。
- 読むことに精一杯で、内容理解が十分にできない。

保護者から  
学級担任への相談



- 単元の初めには、マルチメディアディジタル教科書を活用して、読み方を学習させてもらうことはできますか。

合理的配慮の提供



- マルチメディアディジタル教科書を授業で活用することで、音声を聞きながら、ハイライトされた文章を読むことができるようになりました。
- 安心して学習する様子が見られるようになりました。

## 事例 12

### 姿勢の保持が難しい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 座って同じ姿勢を保つことが難しい。
- 姿勢が崩れてしまうので、黒板を見たり、先生や友達と話したりするのが難しいし、とても疲れる。

保護者から  
学級担任への相談



- 姿勢の保持が難しいので、座位の保持が無理なくとれるように何か配慮をしてもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 自然な形で体を保持できる肘掛けのついた椅子を用意しました。
- 以前より、姿勢を楽に保持できて疲れないで積極的に授業に参加できるようになりました。

## 事例 13

### スプーン等をうまく使えない児童に対して

#### 本人の困難さ



- みんなが使っているスプーンだと上手に食べられない。
  - 普通のコップだとしっかり持つて飲むことが難しい。
- ↓
- 食器を使うのが面倒。
  - 食事が楽しくない。

#### 保護者から 学級担任への相談



- まだ、スプーンと口の位置関係をとらえきれず、スプーンを平原にして口に運ぶことが難しいです。コップもしっかり握つて飲めないので、個別に使いやすい食器にしてもらえますか。

#### 合理的配慮の提供



- 柄が太くて握りやすく、スプーンの角度も調整できるスプーンにしました。コップも滑りにくい持ち手のついた軽い物にしました。
- 専用の食器を使って、友達と一緒に楽しく食事ができるようになりました。

## 事例 14

### 先の見通しがもちにくい児童・生徒に対して

#### 本人の困難さ



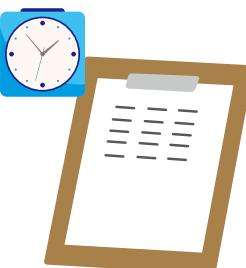
- 今何をしているのか分からぬ。
  - 次に何をするのか分からぬ。
- ↓
- 友達の様子を見に行ったり、一人ではしゃいだりしてしまう。

#### 保護者の要望



- 授業中に何をすれば良いのか分かるように、個別にそつと、これからする活動内容について示してもらうことはできませんか。

#### 合理的配慮の提供



- 授業のタイムスケジュールを手元の小さなホワイトボードに書き出し、時計とあわせることで、何をする時間なのか分かるように示しました。

## 事例 15

### 人前で話すのが苦手な児童・生徒に対して

本人の困難さ



本人の要望



合理的配慮の提供



- 家族や仲のいい友達と二人きりなら、お話することは大好きなのですが、知らない人や、たくさんの人の前だと緊張してしまい、まったく話せなくなってしまう。

- 緊張してみんなの前で話せないので、英語のスピーチテストを別室で個別にしてもらえませんか。

- 時間と場所を変えて、個別で英語のスピーチテストを行いました。
- 緊張しないで、上手に話すことができました。

## 事例 16

### 校内で開催される行事等について

本人の希望



- 学校で任意参加の宿泊行事が計画されていて、集団行動や一人でのお風呂が心配だけど、楽しそうだから参加したい。

保護者から  
学級担任への相談



- 任意参加でも、学校が主催する行事については、支援を必要とする子どもが参加を希望すれば参加ができるようにしてもらえないですか。

合理的配慮の提供



- 教育課程外の行事のため可能な範囲で支援体制を整えます。  
※学校が会場となる児童・生徒が参加する行事等では、主催者は障害のある児童・生徒の参加を想定し、計画段階から相談をしていくことが大切です。

## 事例 17

### 状況に合った応答が難しい児童に対して

本人の困難さ



- 曖昧な表現や抽象的な指示では、状況を理解することが難しい場合がある。
- 状況に無関係な受け答えをしてしまい、ときには友達を傷つてしまふことがある。

保護者から  
学級担任への相談



- その場面に応じた応答の仕方や振る舞い方を具体的に指導してもらえませんか。
- できるだけ具体的な言葉で質問し、確実に受け答えできる機会を増やせませんか。

合理的配慮の提供



- 伝えるときは、本人の分かる言葉で、具体的・端的に話します。
- 活動の流れと現在の活動や話題が何かを文字や絵等で提示します。
- 相手を傷つけるような発言をしたときには、後で話を聞き、相手の気持ちや言動について考える機会をもちます。

## 事例 18

### 文章やことばの意味理解が困難な児童に対して

本人の困難さ



- 長い文章や抽象的な内容の文章を理解するのが、苦手である。
- 登場人物の心情の理解に困難を示すことや、言葉の意味を間違って覚えていることがある。

保護者から  
学級担任への相談



- 抽象的な表現や比喩を理解したり、会話や文章の背景や状況を考えたりすることに困難を感じています。
- 最近、家庭で文章を読むことを嫌がっています。何か支援をしてもらえますか。

合理的配慮の提供



- 言葉の意味を説明する際は、絵や図、イラスト等の視覚支援を活用します。
- 登場人物の気持ちを表情で描き、物語の流れを簡単な図で示すことで、理解を深めます。

## 事例 19

# 座り続けるのが難しい幼児・児童・生徒に対して

### 本人の困難さ



- 学習中や集会、外出先等、座っている必要があるときに、自分の席や場所を離れてしまことがある。
- 落ち着きのなさは、刺激の多い場所や緊張を強いられる場所で起きやすい。

### 保護者から 学級担任への相談



- じつとしていられない、学校や外出先等でトラブルになったり、周囲の人々に迷惑がかかりたりしてしまうので、とても心配しています。何か配慮をしてもらえませんか。

### 合理的配慮の提供



- 刺激（情報）を最小限にする座席にします。
- 活動の流れを一定にし、それぞれの作業を短時間構成にします。
- 指示は具体的・端的にします。
- 活動中に、短い休憩や体を動かす時間を設定します。
- 座り続けられたときにタイミングよくほめます。

## 事例 20

# ケアレスミスが多い幼児・児童・生徒に対して

### 学級担任の気付き



- 約束や持ち物、予定等を忘れてしまうことが頻繁にある。
- 他のことに興味が逸れたり、気が散りやすかつたりする。
- 指示や説明を最後まで注意深く聞くのが難しい。

### 学級担任から 保護者への提案



- 本人が学校・園や家庭で持ち物を忘れたり、必要な物を頻繁に失くしてしまったりすることがあります。
- 一度伝えたことが通りにくく、繰り返し説明する必要があります。

### 合理的配慮の提供



- 集中を妨げる要因を減らし、落ち着いた環境をつくります。
- 必要な物を見付かれように収納や管理方法を決めます。
- 視覚的なチェックリストを作成し、やるべきことを順番に進められるようにします。
- タイマーや時計を活用し、時間を区切るようにします。

## 事例 21

### 集団で活動することが苦手な児童に対して

#### 学級担任の気付き



- 集団活動や新規場面が苦手で、参加を渋ることが多い。
- 一人で遊ぶことが多く、自分から友達に関わろうとすることは、ほとんどない。

#### 学級担任から保護者への提案



- 自分の好きなことには集中して取り組むことはできるが、集団から遅れることができます。
- 友達と一緒に関わることの楽しさを知り、自ら関わろうとする支援を講じたいのですが、いかがですか。

#### 合理的配慮の提供



- 本人の好きなものや活動を遊びに取り入れ、集団で行動したくなる環境をつくります。
- 参加の仕方を担任が本人と相談して決めます。
- 支援員が活動するテーマや手順を本人の分かる言葉や絵・イラストを使用してカードで提示します。
- 分からぬこと等があったら、手を挙げる約束をし、安心して活動に参加できるようにします。

## 事例 22

### 気持ちの切り替えが難しい児童・児童に対して

#### 本人の困難さ



- 片付けの時間になんでも遊びがやめられず、活動の終わりを伝えると、物を投げてしまうことがある。
- 自分の欲しい物を無理やり取つてしまったり、自分の思いどおりにならないと叩いたり、暴言を吐いたりすることがある。

#### 保護者から学級担任への相談



- 気持ちの切り替えや感情のコントロールが苦手なようです。個別の支援をしてもらえませんか。

#### 合理的配慮の提供



- 終了前に予告して心の準備ができるようにします。
- 学校・園全体で、支援方針や支援策を考え、共通理解を図っておきます。
- 本人が気持ちを落ち着かせる場所を用意します。
- 落ち着いたら一緒に状況を整理し、どうすべきだったかを振り返ります。

## 事例 23

### 勝敗を受け入れるのが難しい児童に対して

#### 学級担任の気付き



- ドッジボール等、自分のチームが負けそうになると、ルールを破ったり、ボールに当たったのに「当たってない」と主張したりすることがある。
- 自分の思い通りにならないと、泣いたり叫んだりと癇癪を起こしてしまうことがある。理由を聞いてもなかなか言葉で伝えてくれません。

#### 学級担任から保護者への提案



- 本人の意に反した結果が起きると自分の気持ちを抑えられない衝動が強くなり、感情を抑えるのが難しい場合があります。
- 本人が適切に怒りの感情を処理する方法を身に付けていくことが必要と考えています。

#### 合理的配慮の提供



- 勝敗のある場面や自分の主張が通らない場面の際に、どのような言動をすることが望ましいのかについて学級全員で共有しておきます。
- 特別支援教室の場で、適切に「怒りの感情を処理する方法」と一緒に考え、実践しながら学んでいきます。

## 事例 24

### こだわり行動のある幼児・児童に対して

#### 本人の困難さ



- 自分で決めたやり方やルールどおりに物事が進まないと、イライラしてしまうことがある。
- 特定の対象に強い興味を示し、衣類の素材や色に固執し、同じデザインのものを使う。

#### 保護者から学級担任への相談



- 変更が苦手で、ある特定の物や状況に対して強く固執する傾向があります。
- こだわっている理由を理解せずに無理に制止しようとすると混乱し、かえってこだわりが強くなることがあります。個別の配慮をしてもらえないか。

#### 合理的配慮の提供



- 嫌悪感や抵抗感を示す場合は、本人の気持ちを受け止め、教員が本人の気持ちを必要に応じて言語化します。
- 予定や活動内容を事前に伝え、見通しやイメージをもてるようになります。
- こだわり行動が将来的に障壁となりうる場合は、抵抗感を徐々に慣らしていくよう段階的にアプローチしていきます。

# 12 用語解説(50音順)

## ◆医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

## ◆インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(障害者権利条約 第二十四条から抜粋)

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズにもつとも的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること、そのために通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(中教審分科会報告から抜粋)

## ◆校・園内委員会

特別な支援を要する幼児・児童・生徒やその保護者に対して適切な教育や支援を行うことを目的として、学校・園に設置される組織のこと。

## ◆交流及び共同学習

共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこと等を目的に、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒とが共に学ぶ交流及び共同学習の機会を設けること。(小学校学習指導要領から抜粋)

## ◆特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的役割のことで、地域の学校・園からの要請を受けて、地域の学校・園の教員への支援や特別支援教育等に関する相談・情報提供、研修協力、施設設備等の提供などを行う機能のこと。(特別支援教育の推進について(通知)から抜粋)

## ◆特別支援教育コーディネーター

全ての学校・園において、特別な支援を要する幼児・児童・生徒やその保護者のために、学校・園内の支援体制づくりの推進、学校・園内の関係者及び関係機関との連携調整等を行う教職員のこと。

## ◆特別支援教育支援員

区立小中学校の通常の学級に在籍している学習面及び生活面での指導に特別な支援が必要な児童・生徒に対して、配置される支援員のこと。

## ◆特別支援員

区立幼稚園・こども園での生活において、特別な支援が必要な幼児に対して、支援を行う支援員のこと。

## ◆ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと。(障害者権利条約 第二条から抜粋)

# 13 参考資料

- ◆文部科学省：特別支援教育の推進について（通知）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf)
- ◆外務省：障害者の権利に関する条約  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_000899.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html)
- ◆内閣府：障害者基本法  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>
- ◆厚生労働省：地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/sougoushien/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sougoushien/index.html)
- ◆中央教育審議会初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm)
- ◆内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)
- ◆文部科学省：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)
- ◆目黒区：目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、障害者差別解消法対応ハンドブック  
[http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shogai\\_fukushi/sabetsukaishou.html](http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shogai_fukushi/sabetsukaishou.html)
- ◆国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース  
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- ◆国立特別支援教育総合研究所：支援教材ポータル 特別支援教育教材ポータルサイト  
<http://kyozai.nise.go.jp/>
- ◆内閣府：合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

目黒区立学校・園における  
**合理的配慮の提供事例集**  
令和7年3月  
発行 目黒区教育委員会  
編集 目黒区教育委員会事務局教育支援課  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号  
電話 (03) 5722-9322  
FAX (03) 3715-6951  
印刷 有限会社ジンキッズ